

平成29年度 伊豆市立天城小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめに取り組む基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

このようないじめ問題に対して、伊豆市立天城小学校として、いじめ防止等の基本方針は以下のとおりである。

- (1) 人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。
- (2) 開発的・予防的生徒指導の充実を図る。いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める。
- (3) いじめは、どの子どもにもどこでも起こり得る問題であるという認識のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を講ずる。
- (4) いじめを発見した場合は、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて組織的に取り組んでいく。

3 組織の設置

- (1) いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を置く。
- (2) いじめ対策委員会の構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・担任・該当学年担任とする。ただし、必要に応じて、スクールカウンセラー（以下SC）、支援員、関係機関もこれに参加する。
- (3) いじめ対策委員会は、情報の招集、記録、共有や取り組み方針の企画立案等を行う。いじめ発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。
- (3) いじめ対策委員会は、校長が招集する。

4 いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

(1) いじめ防止のための授業改善

- ア わかる授業づくりに向けて授業改善を図る。
- ・すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図る。
 - ・授業を担当するすべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会をもち、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合う。

(2) 友人関係・集団づくり、社会性の育成

ア いじめが起こりにくい集団づくり

いじめが起こりにくい集団づくりのために、教職員が子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を築くとともに、子ども同士の望ましい人間関係を構築する取り組みを進めていく。

(ア) 教職員と子どもとの信頼関係づくり

- ・子どもの良さや可能性、行動や心情の変化、その背景に目を向けた子ども理解に努める。

- ・どの子に対しても、一人の人間として尊重する態度で接する。
- ・よい表れやよい行動を積極的に取り上げ、認め、褒めていく。
- ・悩みや不安を抱える子どもには、共感的に関わり、可能な限り、自らの力で解決できるように助言や援助に努めていく。

(イ) 子ども同士の望ましい人間関係づくり

- ・縦割り活動を通して、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感を育むとともに、特に学校のリーダーである6年生の自己存在感を高めていく。
- ・学級活動、児童会活動において、自治的活動の場をより多く設けることにより、自己有用感を積み重ねるとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育む。
- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、自己肯定感を高めていくと共に将来に向けての夢を育む。
- ・授業において誤った発言や異なる意見を大切にし、そこから学ぶ姿勢や態度を育む。
- ・友達同士認め合う活動を進める。「よいこと見つけ」等
- ・学校生活のある場面を取り上げ、こういう場面ではどのように行動したり、言葉をかけたらよいのか考える、人間関係づくりのスキルを進める。「スクールソーシャルトレーニング＝SST」等
- ・Q Uを実施し、一人一人の学校生活に関して感じていることや学級内の人間関係について分析し、適切な支援をしていく。

イ 道徳教育の推進

道徳の時間を要に教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養う。また、子ども自らがいじめについて考える機会をもつ。

ウ 子どもの自主的活動の場の設定

- ・学級活動、児童会活動の中で、子どもがいじめについて主体的に考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。

エ 学校内における教職員の連携

- ・子どもに関する情報の共有化を図り、子どもの実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、打合せ、子どもを語る会、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・管理職は、個や集団のよい表れや努力などを日々情報交換できる教職員間の態勢づくりに努める。
- ・年度始めにおいて、子どもの情報や指導過程等を、確実に引き継ぎ、継続的な指導を実現する。

オ 家庭や地域への啓発及び学校・家庭・地域・関係機関との連携

(ア) 保育園、中学校との接続

- ・小中連携を通して、将来の自分の中学生として生き方を見出すことができるようにする。
- ・小中連携を通して、9年間を見通した一貫した指導の確立に努める。
- ・進学時には、詳細な情報交換を行い、その後の指導に生かす。
- ・保育園との交流会などを通して、子どもの様子を把握し、その後の指導に生かしていく。

(イ) 家庭・地域との連携

- ・学級だよりや学校だよりを通して、教育方針や子どもの表れ等の情報を家庭や地域に発信する。
- ・児童個票や家庭訪問によって、子どもの家庭環境を理解する。
- ・PTAや地域と積極的に関わり、日頃から連携を深めるように努める。

(ウ) 関係機関との連携

- ・教育委員会、児童相談所、駐在所と可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。

(2) 教職員の人権感覚の育成

教職員の人権尊重の態度は、子どもにとって重要な学習環境となるとともに、安心感や自信を生み出す。だからこそ、教職員は、自らの言動が児童の人権を侵害することがないように常に意識をしていくようにする。

5 いじめの早期発見・早期対応

(1) 子どもの実態把握

全教職員で子どもの様子に注意を払い、また、担任は日記等も通して、日々子どもも理解に努める。小さなトラブルと思われることにも、複数職員で対応することで子どもの関係を立体的に捉え理解を深めるように努める。

ア 観察

(ア) 日常生活と比べて、表情や言動に変化がないか注視する。

- ・日頃と違う表示をしていないか。
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。

(イ) 学級の雰囲気注目する。

- ・学級全体に無力感が漂っていないか。
- ・一部のボスのな子どもを中心に、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
- ・素直に自分を表現しているか。

(ウ) 他の子どもと比べて違った言動や表情に注目する。

- ・グループをつくるときいつも最後まで残っている子どもはいないか。
- ・友達からの挨拶や言葉掛けが少ない子どもはいないか。

(エ) 特定の子どもの対応の違いに注目する。

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
- ・特定の子どもの失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

イ 情報収集

- ・担任は、家庭との連絡帳等を通して、積極的に保護者からの情報収集に努めるとともに、他の教職員や地域らの情報も大切にし、子ども理解に努める。

ウ 調査

- ・教育相談前に学校生活に関するアンケート調査を実施する。
- ・各学期（5・10・2月）に、いじめ防止アンケート「学校生活を振り返ってみよう」を実施する。
- ・「学校生活に関するアンケート」（12月）を実施する。

(2) 相談体制の整備

ア 教育相談

- ・全児童対象の教育相談日を年2回設け、児童一人一人と話す時間を確保する。

イ S C やスクールソーシャルワーカー（以下 S S W）等との面談

- ・保護者や児童対象の面談を必要に応じて実施する。訪問日は、保護者に通知する。

イ 保護者面談

- ・全保護者対象の教育相談を7月末に実施する。
- ・希望する保護者による教育相談を6月・11月の参観会後に実施する。

6 いじめに対する措置

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応にあたるものとする。

(1) いじめ対策委員会の開催

校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は、問題解決まで継続的に行っていく。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・被害児童の話をもとに、加害児童、周囲の児童、関わりのある教職員、保護者から、「何があったのか」を聞き取りや記録を元に情報を収集する。
- ・聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・ケース会議によって、具体的な対応方針や指導計画を決定する。全教職員参加のケース会議でない場合は、全教職員へ周知する。

(3) 解決に向けた支援と指導（基本）

ア いじめられた児童への支援

- ・最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。

イ いじめた児童への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導に努める（心に落とす）。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、駐在所または警察署と連携し対処する。

ウ 周囲の児童への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじているのと同じであることを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて、学級、学校全体へ再発防止に向けた指導を行う。

エ 保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力をお願いする。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。
- ・保護者間の争いが起こらぬよう対応することは当然であるが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て、対応にあたる。

(4) 経過観察と再発防止に向けて

ア 継続的な経過観察による追加支援

- ・解決したと思っていたが継続していたり、立場が逆転して再発するということが起こりえる。保護者と連携しながら児童の経過観察を行い、必要に応じていじめ問題対策委員会を招集し、問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 未然防止

本校児童の携帯電話の所持率や家庭でのパソコン使用率は少ないものの、昨今ではWi-Fi環境が整ってさえいれば、ゲーム機や音楽プレーヤーなどからもインターネ

ットに接続は可能であり、ライン、フェイスブック、チャットなどのSNSを容易に利用できる環境にある。インターネット上でのいじめにつながらないようにするために、以下の対策を講じる。

- ア 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」（文部科学省）等を通して、携帯電話やスマートホンの危険性について指導する
- イ 講師を招聘し、携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、いじめ防止のための啓発活動に努める。
- ウ 子どもの様子に注意をはらったり、家庭との連携を通して、情報収集に努めるとともに、定期的なアンケートによる調査を実施する。

（２）インターネットによるいじめが発覚した場合の対処

インターネット上でのいじめが発覚した場合は、以下の点を踏まえて指導にあたる。

- ア 書き込みの削除依頼
 - ・証拠を保存する。（日時、内容、サイト名、URL等）
 - ・掲示板管理者へ削除を依頼する。
 - ・管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼する。
 - ・相談機関（青羽根駐在所及び大仁警察署生活安全課、地方法務局）に相談する。
- イ 加害児童への対応
 - ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
 - ・被害児童との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ、指導にあたる。
 - ・保護者に事実を伝え、今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設けとともに、今後の指導方針を伝える。
- ウ 被害児童への対応
 - ・保護者に事実を伝え、（ケースによっては）今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。
 - ・加害児童との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ対処する。（４．いじめに対する措置 参照）

8 重大事態への対処

- （１）以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
 - ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
- （２）重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長、市長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- （３）校長は、いじめ問題対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確し、迅速に事案の解決にあたる。
- （４）校長は、被害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- （５）校長は、加害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- （６）校長及び教員は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対して懲戒を加えることができるものとする。
- （７）校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、児童の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- （８）校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関（「CRT派遣」）に支援を求めることとする。

9 年間計画

時期	活動・内容等	関連項目
4月 1日	いじめ対策委員会を組織する。	3
4月 3日 20日	職員会議、PTA総会、学級懇談会 ・いじめは絶対に許されない卑怯な行為である。どの子どもにも起こりうる行為であることを教職員及び保護者で確認する。	2(1)
4月 上旬	学級指導 ・いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)について、分かりやすい言葉に置き換えて説明する。 ・いじめは「絶対に許されない」「卑怯な行為である」「どの子どもにも起こりうる」ことを、全学級で確認する。	2(1)
	・「天城小のやくそく」全児童配布、全教室掲示 ・月生活目標掲示及び振り返りカード配布(毎月始め)	4
	・あいさつ運動の実施(通年…地区単位、学年単位、児童会・生活委員会)	4(2)
	道徳教育の充実 ・年間計画に基づき道徳の時間の授業を行うと共に教育活動全全体を通して、道徳的実践力を育む。	4(2)イ
4月19日	心の時間(SST)…毎月1回第3週中心に水曜日	4(2) ア(イ)
4月 下旬	家庭訪問	4(2) オ(イ)
5月 上旬	第1回いじめ防止アンケート「学校生活を振り返ってみよう」実施	5(1)ウ
5月29日 ～6月9日	教育相談週間(全児童対象) ・事前アンケートの実施	5(2)ア 5(1)ウ
5月17日	子どもを語る会	4(2)エ
6月 上旬	第1回QU実施	4(2) ア(イ)
7月 下旬	保護者面談	5(2)イ
8月24日	QU研修会 ・結果の分析と支援の方法を協議	4(2) ア(イ)
9月 上旬	学級指導 ・いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)について、分かりやすい言葉に置き換えて説明する。 ・いじめは「絶対に許されない」「卑怯な行為である」「どの子どもにも起こりうる」ことを、全学級で確認する。	2(1)

10月 4日	子どもを語る会	4 (2) エ
10月 3日 ～13日	教育相談週間 (全児童対象) ・事前アンケートの実施	5 (2) ア 5 (1) ウ
11月 上旬	第2回いじめ防止アンケート「学校生活を振り返ってみよう」実施	5 (1) ウ
11月 上旬	第2回QU実施	4 (2) ア (イ)
12月 上旬	学校生活に関するアンケート	5 (1) ウ
12月20日	第2回QU研修会 ・第1回QU結果の支援評価 ・結果の分析と支援の方法を協議	4 (2) ア (イ)
1月 上旬	いじめ対策委員会 (担任を除く) ・学校生活に関するアンケート結果 ・成果と課題	3
中旬	教育課程編成会議 ・学校生活に関するアンケート結果 ・いじめ対策委員会での話し合い結果	
2月上旬	第3回いじめ防止アンケート「学校生活を振り返ってみよう」実施	5 (1) ウ
2月 8日	子どもを語る会	4 (2) エ